

○原子力規制委員会告示第四号

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）その他の原子力規制委員会関係規則及び原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の規定に基づき、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月八日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部を改正する告示

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部改正）

第一条 次に掲げる告示の規定中「すべて」を「全て」に改める。

一 船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基

づく線量限度等を定める告示（平成元年運輸省告示第八十七号）別表第一

二 放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成十二年科学技術庁告示第五号）別表第二

三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成二十七年原子力規制委員会告示第八号）別表第一

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第二条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号ハ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第五条第二項中「しゃへい」を「遮蔽」に改める。

別表第二の備考中「 $\square$   $\square$   $\square$   $\square$ 」を「 $\square$   $\square$   $\square$   $\square$ 」に改める。

（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正）

第三条 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ハ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第四条第一項第一号ロ中「第一条の二第一号」を「第一条の二第一項第一号」に改め、同条第二項第一号の表中「はく離」を「剥離」に改める。

第八条第五号及び第二十一条第五号中「障害防止」を「放射線障害の防止」に改める。

別表第二の一のハ中「長六十一番十五」「長六十一番十六」「長六十一番十七」を「長六十一番十五」に改める。

別表第六中「キムベ」を「キム」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第四条 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第二十一号）の一

部を次のように改正する。

第一条中「平成十二年総理府令第二百二十二号。」を削り、「第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（」の下に「平成二十年経済産業省令第二十三号。」を加える。

第二条の見出し中「よつて」を「よつて」に改め、同条第一項中「第二条第一号」を「第三条第一号」に改める。

（实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示の一部改正）

第五条 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表第一号（九）中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同号（九）13中「生体遮へい装置」を「生体遮蔽装置」に、「遮へい壁」を「遮蔽壁」に改め、同号（十）5中「生体遮へい装置」を「生体遮蔽装置」に、「中央制御室遮へい」を「中央制御室遮蔽」に改め、同号（十二）4中「減速材流入防止堰」を「減速材流入防止堰<sup>せき</sup>」に改め、同号（十六）2中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同表第二号（九）中「遮へい

「を「遮蔽」に改め、同号（九）5中「遮へい設備」を「遮蔽設備」に、「生体遮へい装置」を「生体遮蔽装置」に、「外部遮へい壁」を「外部遮蔽壁」に改め、同号（九）6（2）中「外部遮へい」を「外部遮蔽」に改め、同号（九）15中「生体遮へい装置」を「生体遮蔽装置」に、「外部遮へい」を「外部遮蔽」に改め、同号（十）6中「生体遮へい装置」を「生体遮蔽装置」に、「中央制御室遮へい」を「中央制御室遮蔽」に改め、同号（十二）2中「減速材流入防止堰」を「減速材流入防止堰<sup>せき</sup>」に改める。

（変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示の一部改正）

第六条 変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示（平成十七年文部科学省告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「さく」を「柵」に改める。

（原子力災害対策指針の一部改正）

第七条 原子力災害対策指針（平成二十九年原子力規制委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第1の(2)①(i i) (i i) 中「遮へい効果」を「遮蔽効果」に改める。

第2の表2の1の警戒事態を判断するEALの⑩及び施設敷地緊急事態を判断するEALの⑩、2の警

戒事態を判断するEAL⑨及び施設敷地緊急事態を判断するEALの⑨、3の警戒事態を判断するEALの⑤及び施設敷地緊急事態を判断するEALの⑨、7の警戒事態を判断するEAL⑤及び施設敷地緊急事態を判断するEALの⑥並びに8の警戒事態を判断するEALの⑥及び施設敷地緊急事態を判断するEALの④中「溢水」を「溢水」に改める。

第3の(5)②中「遮へいする」を「遮蔽する」に、「遮へい効果」を「遮蔽効果」に改め、第3の(6)中「遮へい性能」を「遮蔽性能」に、「遮へい対策」を「遮蔽対策」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。